白山市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、白山市犯罪被害者等支援条例(令和4年白山市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例に よるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 犯罪 犯罪等のうち、生命又は身体に対する罪(刑法(明治40年法律 第45号)第7章の規定により罰せられない行為を除く。)をいう。
 - (2) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第176条から第179条まで、第181条 及び第241条に規定する罪並びにこれらの罪の未遂罪をいう。
 - (3) 犯罪行為 犯罪の構成要件に該当する行為を実行することをいう。
 - (4) 重傷病 犯罪行為により生じた負傷又は疾病であって、1月以上の加療 を要するもの (疾病が精神疾患である場合にあっては、犯罪行為が発生した日から1年以内の期間において精神疾患の発現により労務に服すること ができない日が3日以上生じるもの)をいう。
 - (5) 重傷病等 重傷病及び性犯罪に係る犯罪行為により受けた重傷病に至らない身体的被害をいう。
 - (6) 市民 本市に住所を有する者及び次に掲げる事由のいずれかに該当する 本市に居所を有する者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていたこと。
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号) 第2条第1項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていたこと。
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に 規定する児童虐待を受けていたこと。
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けて

いたこと。

- オ 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていたこと。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、本市に住所登録をすることにより 自己の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあること。
- (7) 遺族 犯罪行為発生時において、当該犯罪行為により死亡した市民の配 偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下同じ。)及び2親等以内の親族(届出をしていないが事実上養子縁組 関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)である者をいう。
- (8) 家族 犯罪行為発生時において、当該犯罪行為により被害を受けた市民 の配偶者及び2親等以内の親族である者をいう。

(総合的支援窓口における対応)

- 第3条 市長は、総合的支援窓口において市民への犯罪行為に関する情報提供 を行う旨の連絡があったときは、当該連絡をした者に対し、次に掲げる事項 の確認を行うものとする。
 - (1) 当該市民の住所、氏名、電話番号その他の必要事項
 - (2) 犯罪行為の被害状況等
 - (3) 前2号に掲げる事項を総合的支援窓口に連絡することについて、当該市民の同意があること。

(初期段階における支援)

- 第4条 市長は、総合的支援窓口に対して前条に規定する情報提供があったときは、架電又は訪問等の方法により支援の対象となるべき市民の状況を把握した上で、初期段階における支援として、次に掲げる支援を行うことができる。
 - (1) 市及び関係機関等に各種届出を行う場合等における付添い及び届出の補助
 - (2) 本市が実施する各種支援制度等の案内及び当該制度等に係る申請等を行う場合の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援 (支援金の支給)

- 第5条 市長は、市民が犯罪行為の被害(被害届の提出が困難であると認められる事由がある場合を除き、警察において被害届が受理されているものに限る。)を受けたときは、条例第8条第2号の規定により、当該犯罪行為の被害を受けた市民(以下「被害者」という。)又はその遺族に対し、予算の範囲内で支援金を支給することができる。
- 2 前項の支援金(以下「支援金」という。)の種類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 重傷病等支援金
 - (2) 遺族支援金
 - (3) 検案費用支援金
- 3 検案費用支援金は、犯罪行為が原因で被害者が死亡した場合において、警察による死体検案費用の公費負担がなされない場合に限り支給する。

(支援金の支給対象者等)

- 第6条 支援金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる支援金の 区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 重傷病等支援金 重傷病等を負った被害者
 - (2) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した被害者の遺族
 - (3) 検案費用支援金 前号に掲げる遺族のうち、死体検案費用を負担した者
- 2 重傷病等支援金を受けることのできる被害者がその支給を申請することが 困難であると市長が認めるときは、次に掲げる順序の順位により、その家族 が当該被害者に代わって重傷病等支援金の支給を申請し、その支給を受ける ことができる。
 - (1) 配偶者
 - (2) 1親等の遺族
 - (3) 2親等の遺族
- 3 遺族支援金の支給を受けることができる遺族が複数あるときは、遺族間の 協議により遺族支援金の支給を受ける者を定めた場合を除き、前項各号に掲 げる順序の順位に従って遺族支援金を支給するものとする。この場合におい て、遺族に養父母がいるときは、特段の事情がない限り養父母が実父母に優 先するものとする。
- 4 前項の場合において、遺族支援金の支給を受けることができる同順位の遺

族が複数あるときは、その1人に対してする遺族支援金の支給は、遺族全員 に対する遺族支援金の支給とみなす。

(支援金の支給額等)

- 第7条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号 に定める額とする。
 - (1) 重傷病等支援金 10万円
 - (2) 遺族支援金 30万円(重傷病等支援金を支給済の場合において、被害者が重傷病の悪化により死亡した場合にあっては、20万円)
 - (3) 検案費用支援金 10万円を上限とする検案費用の実費額
- 2 支援金の支給の申請は、犯罪行為の発生を知った日から起算して1年を経 過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市 長が認めた時は、この限りでない。

(精神的不調に対する支援)

- 第8条 条例第8条第3号の規定による支援は、次に掲げるものとする。
 - (1) 精神医療費用の助成
 - (2) 公認心理師(公認心理師法(平成27年法律第68号)第2条に規定する公認心理師をいう。以下同じ。)又は臨床心理士(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士として登録された者をいう。以下同じ。)が行う、公的医療保険の適用がないカウンセリング費用(以下単に「カウンセリング費用」という。)の助成

(精神医療費用の助成対象者等)

- 第9条 精神医療費用の助成を受けることができる者は、病院その他の医療施設において心理的外傷その他深刻な精神的不調に対する外来医療を受けた被害者、その遺族又はその家族(これに準じる者と市長が認めるものを含む。第11条第1項において同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 犯罪行為による被害を客観的に確認できること。
 - (2) 心理的外傷その他深刻な精神的不調が、犯罪行為に起因して生じていること。
 - (3) 医療提供施設における医療を受けた日において市民であること。

(精神医療費用の助成額等)

- 第10条 精神医療費用の助成額は、公的医療保険及び精神通院医療に係る自立支援医療制度適用後の医療費の自己負担額とする。ただし、公的医療保険の適用を受けることができない特段の事情により公的医療保険の適用を受けずに医療を受けたときは、当該医療を受けるために要した費用に10分の3を乗じて得た額を助成額とする。
- 2 精神医療費用の助成を受けることができる回数は、一の犯罪行為に起因する精神医療(初診の日から起算して3年以内に行われたものに限る。)につき、1年に12回を限度とする。
- 3 精神医療費用の助成の申請は、犯罪行為が発生した日から3年を経過した ときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認 めるときは、この限りでない。

(カウンセリング費用の助成対象者等)

- 第11条 カウンセリング費用の助成を受けることができる者は、公認心理師 又は臨床心理士が所属する事業所(以下「カウンセリング事業所」という。) において心理的外傷その他深刻な精神的不調に対する外来医療を受けた被害 者、その遺族又はその家族であって、次の各号のいずれにも該当するものと する。
 - (1) 犯罪行為による被害を客観的に確認できること。
 - (2) 心理的外傷その他深刻な精神的不調が、犯罪行為に起因して生じていること。
 - (3) カウンセリング事業所においてカウンセリングを受けた日において市民であること。
 - (4) カウンセリング事業所においてカウンセリングを受けることについて、 第9条第1項に規定する外来医療を担当する医師の同意があること(当該 外来医療を受けている場合に限る。)。

(カウンセリング費用の助成額)

第12条 カウンセリング費用の助成額は、カウンセリング事業所におけるカウンセリングの利用費の実費額とし、利用1回当たり10,000円を限度とする。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、カウンセリング費用の助成について 準用する。

(家事等の支援)

- 第13条 条例第8条第4号の規定による支援は、次に掲げるものとする。
 - (1) 家事、介護又は育児に必要な物品(以下単に「物品」という。)を借りるための費用(以下「物品借用費」という。)の助成
 - (2) 家事ヘルパー派遣費用の助成
 - (3) 一時保育費用の助成

(物品借用費の助成対象者等)

- 第14条 物品借用費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれに も該当する被害者とする。
 - (1) 犯罪行為により従前の住居に居住できないことが明らかであると認められること。
 - (2) 物品が備え付けられてない居所に14日以上居住する見込みであること。
 - (3) 支援の申請時及び物品の借用期間において市民であること。
 - (4) 他の制度により物品の支給又は貸与が受けられないこと(当該他の制度 の利用開始に日数を要するため日常生活に支障が生じる場合を含む。)が 明らかであること。
- 2 物品借用費の助成の対象となる借用期間は、6月以内とする。ただし、必要があると市長が認めるときは、当該期間を延長することができる。

(物品借用費の助成額等)

- 第15条 物品借用費の助成額は、10万円を限度とする。
- 3 物品借用費の助成の申請は、犯罪行為が発生した日から3月を経過したと きは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認め るときは、この限りでない。

(家事ヘルパー派遣費用の助成対象者等)

- 第16条 家事へルパー派遣費用の助成を受けることができる者は、次に掲げる者であって、犯罪行為により、その者の日常生活上必要な家事等に支障が生じていると認められるものとする。
 - (1) 犯罪行為により死亡した被害者の遺族

- (2) 重傷病を負った被害者及びその家族
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 家事へルパー派遣費用の助成の対象となる家事援助は、次に掲げるもので あって、第4号及び第5号に規定するものを除き被害者の居宅において行わ れるものとする。
 - (1) 調理
 - (2) 洗濯
 - (3) 清掃
 - (4) 生活必需品の購入
 - (5) 通院等の介助
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める家事援助
- 3 前項各号に規定する家事援助の実施が介護保険法(平成9年法律第23号) 第8条第4項に規定する訪問介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法律第12号)第5条第2項に規定する 居宅介護その他の在宅サービスに該当するときは、第2項の規定にかかわら ず、家事ヘルパー派遣費用の助成の対象としない。
- 4 助成の対象となる家事ヘルパーの派遣時間は、午前9時から午後6時まで の時間であって、1日3時間以内かつ年72時間以内とする。
- 5 助成の対象となる家事ヘルパーの派遣期間は、犯罪行為が発生した日から 1年以内とする。

(家事ヘルパー派遣費用の助成額等)

第17条 家事へルパー派遣費用の助成額は、1時間当たり4,000円を限度とする。

(一時保育費用の助成対象者等)

- 第18条 一時保育費用の助成を受けることができる者は、就学前の子を監護する第16条第1項各号に掲げる者であって、次の各号に掲げる行為のいずれかを行うために児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う保育施設を利用する必要があるものとする。
 - (1) 犯罪行為に係る捜査、裁判手続き等への関与

- (2) 犯罪行為の被害に係る医療又はカウンセリングの受診
- (3) 犯罪行為の被害に関して行う弁護士との打ち合わせ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪行為により受けた被害を回復するため に必要な行為であって、一時預かり事業を行う保育施設を利用しなければ その実行が困難と市長が認めるもの

(一時保育費用の助成額等)

- 第19条 一時保育事業の助成額は、一時預かり事業を行う保育施設の利用実 費額とし、利用1回当たり3,000円に当該保育施設を利用した子の数を 乗じて得た額を限度とする。
- 2 助成の回数は、一の犯罪行為について10回までとする。
- 3 助成の期間は、犯罪行為が発生した日から1年とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、期間を延長することができる。

(居住の安定を図るための支援)

- 第20条 条例第8条第5号の規定による支援は、次に掲げるものとする。
 - (1) 犯罪行為直後における一時避難のための宿泊費(以下単に「宿泊費」という。)の助成
 - (2) 従前の住居からの転居に要した費用(以下「転居費」という。)の助成
 - (3) 新たに入居する市内の民間賃貸住宅の家賃(以下単に「家賃」という。) の助成

(宿泊費の助成対象者等)

- 第21条 宿泊費の助成を受けることができる者(次条において「対象者」という。)は、被害者又はその遺族若しくは家族である市民であって、犯罪行為からの一時避難のため警察が作成した要領に基づき宿泊施設における宿泊支援を受けた者のうち、当該宿泊施設における延泊が必要と認める者その他追加の宿泊支援が必要であると市長が認める者とする。
- 2 助成の対象となる宿泊費は、2泊以内の室料及びサービス料とする。 (宿泊費の助成額等)
- 第22条 宿泊費の助成額は、1人当たり1泊7,000円を限度とする。
- 2 市長は、前条第1項の宿泊施設から申出があったときは、対象者が当該宿 泊施設に支払うべき宿泊費について、前項の助成額の限度において、当該対

象者に代わって支払うことができる。

3 前項の規定による支払いをしたときは、対象者に対して宿泊費を助成した ものとみなす。

(転居費の助成対象者等)

- 第23条 転居費の助成を受けることができる者は、次に掲げる者であって、 犯罪行為により従前の住居に居住することが事実上又は精神衛生上困難になったと認められるものとする。
 - (1) 犯罪行為により死亡した被害者の同居の遺族であって、犯罪行為の発生 時において市民である者
 - (2) 犯罪行為により重傷病等を負った被害者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、被害者又はその遺族若しくは家族であって転居費の助成が必要と市長が認める者
- 2 転居費の助成は、次に掲げるときも行うことができる。
 - (1) 転居費の助成を受けて転居した住居において二次的被害若しくは再被害又はそのおそれが生じたこと又は居住期限が到来したことにより、再転居するとき。
 - (2) 従前の住居に居住することの困難が一定程度解消されたことにより、従来の生活への復帰を図るべく、従前の住居又はその至近にある住居に再転居するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、再転居に係る転居費の助成をする特別の理由があると市長が認めるとき。
- 3 転居費の助成の対象となる転居費用は、次に掲げる費用であって、引越事業者、不動産事業者等に支払ったものとする。
 - (1) 荷造り費、運送費及び不用品の廃棄費
 - (2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、日割り家賃及び原状回復費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、転居のために必要と市長が認める費用 (転居費の助成額等)
- 第24条 転居費の助成額は、1回20万円を限度とする。
- 2 転居費の助成は、一の犯罪行為に伴う転居について最大2回までとする。 (家賃の助成対象者等)

- 第25条 家賃の助成を受けることができる者は、次に掲げる者であって、犯罪行為により従前の住居に居住することが事実上又は精神衛生上困難になったと認められるものとする。
 - (1) 犯罪行為により死亡した被害者の同居の遺族であって、犯罪行為の発生時において市民である者
 - (2) 犯罪行為により重傷病等を負った被害者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、被害者又はその遺族若しくは家族であって家賃の助成が必要と市長が認める者
- 2 助成の対象となる家賃は、犯罪行為による被害を受けた後に入居した市内 の民間賃貸住宅の入居日の属する月の翌月(入居日が月の初日であるときは、 当該入居日の属する月)以降の家賃のうち、賃借料に相当する費用とする。 (家賃の助成額等)
- 第26条 家賃の助成額は、前条第2項に規定する賃借料に相当する費用の2 分の1に相当する額とし、1月当たり3万円を限度とする。
- 2 家賃の助成を受けることができる期間は、犯罪行為が発生した日の属する 月の翌月の初日(犯罪行為が発生した日が月の初日であるときは、その日) から起算して1年を経過する日までとする。

(申請等手続の補助)

- 第27条 条例第8条第6号の規定による支援は、第4条に規定するもののほか、次に掲げる申請等の手続の補助とする。
 - (1) 捜査機関への申請等
 - (2) 行政機関への申請等
 - (3) 犯罪被害者等支援機関への申請等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、被害者の状況を勘案し申請等の手続における補助が必要と市長が認めるもの

(付添い支援)

- 第28条 条例第8条第7号の規定による支援は、第4条に規定するもののほか、次に掲げる移動に係る付添いとする。
 - (1) 捜査機関への移動
 - (2) 行政機関への移動

- (3) 医療施設への移動
- (4) 早期援助団体の事務所等への移動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、付添いの必要があると市長が認める移動
- 2 前項の付添いを行う場合は、関係機関等と連携を図りながら実施するもの とする。

(法律相談の支援)

- 第29条 市長は、被害者等が直面している問題に関し、被害回復等のために とりうる法的手段の説明その他法的知識に基づく支援が必要と認めるときは、 次に掲げる者を対象として、条例第10条の規定により、犯罪被害に精通し た弁護士による法律相談を実施するものとする。
 - (1) 犯罪行為により死亡した被害者の遺族
 - (2) 重傷病等を負った被害者又はその家族
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、法律相談の実施が必要と市長が認める者
- 2 前項の法律相談においては、次に掲げる事項に係る説明及び相談を取り扱 うものとする。
 - (1) 刑事手続に関する事項
 - (2) 民事損害賠償に関する事項
 - (3) 示談に関する事項
 - (4) 検察審査会に関する事項
 - (5) 刑事事件における被害者等通知制度に関する事項
 - (6) 刑事裁判における被害者参加制度に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 第1項の法律相談は、一の犯罪行為について1回当たり60分を相談時間 の目安として、1年以内に2回まで実施することができる。ただし、市長が 特に必要と認めるときは、追加の法律相談を実施することができる。
- 4 第1項の法律相談は、金沢弁護士会に所属する弁護士に委託して実施するものとし、その実施費用は、市が負担する。
- 5 前3項に掲げるもののほか、法律相談の実施方法等に関し必要な事項は、 市長が金沢弁護士会と協議して定める。

(真相究明活動に対する支援)

- 第30条 条例第11条第2項の規定による支援は、同項に規定する活動(以下「真相究明活動」という。)に係る費用の助成その他必要な支援とする。
- 2 真相究明活動に係る費用の助成を受けることができる者は、真相究明活動 を実施する次に掲げる者とする。
 - (1) 犯罪行為により死亡した被害者の遺族
 - (2) 重傷病等を負った被害者又はその家族
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が認める者
- 3 助成を受けることができる真相究明活動に係る費用は、未解決事件の犯人 に関する情報提供を呼び掛ける資料の作成費その他真相究明活動の実施に必 要と市長が認める費用とする。
- 4 真相究明活動に係る費用の助成額は、一の犯罪行為について、1年当たり 10万円を限度とする。
- 5 真相究明活動に対する支援を受けることができる期間は、犯罪行為が発生 した日から5年とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めると きは、当該期間を延長することができる。

(支援の制限等)

- 第31条 条例第14条に規定する各種支援の全部又は一部を行わないことができる場合は、次に掲げる場合をいう。
 - (1) 犯罪行為を行った者と被害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。
 - (2) 被害者が犯罪行為を誘発したときその他被害者において当該犯罪行為を助長する行為があったとき。
 - (3) 犯罪行為が刑法第7章の規定により罰せられないものであることが明らかであるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と犯罪行為を行った者 との関係その他の事情に照らして、支援を行うことが社会通念上適切でな いと市長が認めるとき。
- 2 前項第1号の規定に該当する場合において、第2条第6号ウからオまでの いずれかに該当し犯罪行為の発生時に被害者の生命若しくは身体に重大な危 険が生じていたとき、又は犯罪行為の発生時点において配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条 の規定による保護命令が発せられていたとき若しくは発せられることが見込 まれるときは、同項の規定にかかわらず、条例及びこの規則に規定する必要 な支援を行うものとする。

- 3 犯罪行為が交通事故によるものであるときは、条例及びこの規則に規定する支援を行わない。ただし、当該交通事故における加害者の行為が自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条及び第3条に規定する罪(次項において「危険運転致死傷罪」という。)に該当すべきものであるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定は、危険運転致死傷罪により起訴された加害者が別罪により有罪判決を受けた場合及び危険運転致死傷罪により検察庁に送致された加害者が別罪により起訴された場合であっても、その適用を妨げるものではない。

(犯罪者支援を考える月間)

- 第32条 条例第16条第2項に規定する重点期間として、被害者支援を考える月間を設ける。
- 2 被害者支援を考える月間は、毎年11月1日から同月30日までとする。 (支援の申請等)
- 第33条 この規則に定める支援(第4条、第27条及び第28条に規定する ものを除く。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定 める書面により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査を行うため必要がある場合は、被害者又は 申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪等の被害に関する情報、被害 者及びその親族の続柄、居住の実態等を照会することができる。

(支援の取消し)

第34条 市長は、申請者が支援を受ける資格がないと判明したとき又は偽り その他不正の手段により支援の決定を受けたときは、当該決定を取り消し、 その旨を申請者に通知するものとする。 (支援金等の返還)

- 第35条 市長は、前条の規定により支援の決定を取り消した場合において、 既に当該決定に基づき支援金又は助成に係る金銭(以下「支援金等」とい う。)を給付しているときは、当該支援金等を返還させることができる。
- 2 市長は、前項の規定により支援金等の返還を求めるときは、その旨を申請 者に通知するものとする。

(その他)

第36条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、白山市補助金交付規則(平成17年白山市規則第52号)の例によるほか、市長が別に定める。 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。